

令和8年度

業務委託番号 08-K243-Y1

県単河川改良事業(緊自債)
護岸詳細修正設計業務委託

特記仕様書及び
現場説明書(条件明示)

令和8年10月

秋田地域振興局建設部

特 記 仕 様 書

項目		条件		内容							
1	共通仕様書等の適用	適用図書		本業務の実施にあたっては、以下の仕様書に基づき実施しなければならない。 設計業務等共通仕様書（令和8年10月以降適用）秋田県							
2	業務概要	業務目的		本業務は、秋田市下新城岩城 地内において、一級河川 新城川 河川改修事業による護岸詳細設計の修正設計を行うものである。 当該区間の護岸は、過年度業務により詳細設計を行っているが、補償範囲を小さくするように修正する必要があるが生じた。このため、既往設計成果を基に、修正設計を行うものである。							
3	施設諸元、建設時設計条件			なし							
				☐ あり 既往成果による設計条件は次のとおりとする。 ・ 片岸／両岸 ： 両岸 ・ 設計延長 ： L=632m ・ 基礎地盤条件 ： 一般地盤 ・ 測点間隔 ： 20～25m ・ 地域区分 ： 一般地区							
4	関連業務	関連業務の有無	☐	なし							
			☐	あり（以下の業務と相互に連携・調整を図ること）							
			<table><tr><td>業務番号 業務名</td><td>業務内容</td><td>関連内容</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>			業務番号 業務名	業務内容	関連内容			
			業務番号 業務名	業務内容	関連内容						
5	打合せ等	打合せ回数		業務着手時、中間打合せ（ 5 回）、成果品納品時の計 7 回を基本とする。 なお、着手時および納入時の打合せには、管理技術者が立ち会うものとする。							
		中間成果の提出		☐ なし ☐ あり 下記の提出期限までに中間成果を提出すること。 提出期限等： 令和〇年〇月末日							
6	業務計画書	提出時期等		第1回打合せ後、速やかに提出するものとする。							
7	適用指針・基準等	適用指針・基準等の有無	☐	なし							
			☐	あり 本業務の実施にあたっては、以下の基準類を適用するものとする。 ・ ・							
8	資料等の貸与	貸与の有無	☐	なし							
			☐	あり 資料の使用が終了した時は速やかに返却するものとする。 ・ 路線測量業務委託報告書 25-KA21-Y9（平成27年1月） ・ 河川詳細設計業務委託報告書 26-KA21-Y1（平成28年3月） ・ 洪水量評価・洪水痕跡調査等業務委託報告書 05-K243-Y1（令和6年7月） ・ 護岸詳細設計業務委託報告書 06-KG31-Y5（令和7年3月） ※秋田県建設部所掌のもので受注者から申し出があった場合は協議のうえ貸与する。							
9	関係機関協議	協議の有無	☐	なし							
			☐	あり 本業務を進める上で関係機関と協議が必要になった場合は、関係機関との協議用・説明用資料を作成し、協議を行うものとする。 関係機関： 土地改良区							
10	現地踏査	現地踏査実施の有無	☐	対象外							
			☐	対象 ・ 現地踏査を行い、設計範囲及び貸与資料と現地との整合性を目視により確認するものとする。 ・ 地形・地質等の自然状況、周辺状況を把握し、合わせて工事用道路・施工ヤード等の施工性の判断に必要な基礎的な現地状況の把握を行う。							
11	業務内容	設計項目		本業務における設計項目は、次に示すとおりとする。各項目について、既往の護岸詳細設計の成果を基に、補償範囲を小さくするように修正設計を行うものとする。 ・ なお、各項目における作業区分については、設計業務等標準積算基準書に準ずるものとする。 1. 護岸詳細修正設計（両岸） L=632m ・ 設計計画 ・ 現地踏査 ・ 基本事項の決定 護岸の配置計画 ・ 基本事項の決定 構造物との取付検討 ・ 付帯施設設計 その他施設 ・ 施工計画 ・ 仮設計画 ・ 図面作成 ・ 数量計算 ・ 照査 ・ 報告書作成							

12	復元図の作成	復元図作成の有無	☐ 対象外 ☐ 対象	・ 詳細調査(現地計測等)を基に現橋の復元図を作成する。
13	各種解析、耐震性能照査等	各種解析、耐震性能照査等実施の有無	☐ 対象外 ☐ 対象	・ 各部材毎に、[静的照査法等]による耐震性能等の照査を行うものとする。 ・ 照査地震動の設定、液状化の判定等を含むものとする。
14	BIM/CIM適用業務の対象		☐ 発注者指定型 ☐ 受注者希望型	・ 本業務は、BIM/CIM適用業務(発注者指定型)である。 ・ 別紙1に示す活用内容について、3次元モデルを作成のうえ活用する。詳細については、受発注者間で協議し、下記共通事項1～3により実施する。 ・ 受注者が希望する場合、発注者が示す活用内容以外の活用内容を提案することができる。 ・ BIM/CIM 適用業務に要する費用については、当初は計上していない。受発注者間の協議に基づき、設計変更を行うものとする。 【発注者指定型/受注者希望型 共通】 1 BIM/CIM 実施計画書の作成 3次元モデルの活用について、以下の内容を受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施計画書を作成する。内容に変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、BIM/CIM 実施(変更)計画書を作成する。 また、作成したBIM/CIM 実施計画書(変更含む)に基づき、本業務を実施する。 なお、3次元モデルについては、業務中における受発注者間の打合せ等にも積極的に活用することとし、活用内容及び作成仕様等については目的や段階等に応じて適宜協議し決定するものとする。この際の作成仕様については、最終成果として納品する3次元モデルと同程度の仕様にする必要は無い。 3次元モデルの活用内容(実施内容、期待する効果等) 3次元モデルの作成仕様(作成範囲、詳細度、属性情報、別業務等で作成された3次元モデルの使用等) 3次元モデルの作成に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 3次元モデルの作成担当者 3次元モデルの作成・活用に要する費用 2 BIM/CIM 実施報告書の作成 BIM/CIM 実施計画書に基づく3次元モデルの活用について、以下の内容を記載したBIM/CIM 実施報告書を作成する。 3次元モデルの活用概要(実施概要、期待する効果の結果等、期待した効果が十分に得られなかった場合の考察を含む) - 作成・活用した3次元モデル(作成範囲、詳細度、属性情報、基準点の情報等) - 後段階への引継事項(対応する無償ビューワーの種類、2次元図面との整合に関する情報、活用時の注意点等) - 成果物 - その他(創意工夫内容、基準要領に関する改善提案・意見・要望、ソフトウェアへの技術開発提案事項等) 3 成果の納品 BIM/CIM 実施計画書(変更含む)、BIM/CIM 実施報告書及び作成した3次元モデルを納品する。
15	その他設計要件等			・ 無し
16	コスト縮減の検討	コスト縮減検討の有無	☐ 対象外 ☐ 対象	・ 本業務の実施にあたっては、新技術・新工法等の採用を検討することにより、コスト縮減を図るものとする。
17	安全対策・事故防止		☐ 対象外 ☐ 対象	・ 「地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル」等により公衆災害等の事故防止対策を実施し、設計箇所における有無の調査及び管理者との協議・確認を行い、設計に反映すること。

18	成果品	提出部数・形式	秋田県の「電子納品運用ガイドライン等の運用」に基づき以下のとおり提出すること。 ・ 電子データ（書き込みが一度しかできないCD-R等）： 正副 2 部 ・ 報告書： 1 部 ・ 図面： 1 部 （A3サイズで製本） ・ その他指定データ ・ 概要版 1 部
		公開成果品作成	☐ なし ☐ 成果品のうち、以下の資料については公開用資料として作成すること。 ・ ・
19	電子納品検査	機器の準備等	特になし ☐ 検査にあたり必要な機器類は 発注者 が準備し、機器操作は受注者 が行うことを原則とする。
20	その他	情報共有システム (ASP)	☐ 原則利用（利用が適さないと判断した場合は協議） ☐ 対象外
		土地の立入り等	☐ 民有地に立ち入る際は事前に所有者の承諾を得ること。 ☐ 国有林野内での調査の際は入林届の手続きを行うこと。 （手続きは 発注者 が行う）
		作業時期の制約	☐ なし ☐ あり ・ 出水期を避けて作業すること。
		第三者への損害防止	・ 業務のため第三者の土地に立入り、又は交通に支障を及ぼす等、第三者に損害を与える恐れのあるときは予め調査職員と協議すること。
		公共事業環境配慮システム	対象外 ☐ 対象 ・ 本業務は公共事業環境配慮システムの適用業務であり、個別事項について実施・検討を行い、具体的な対策案を報告書の中でとりまとめるものとする。
		その他作業	☐ なし ☐ 次の作業については、以下の回数実施するものとする。 ・ 合同現地踏査 1 回 ・ 照査技術者による報告 1 回 ・ 条件明示チェックシートの作成 1 回
		疑義等・個別条件	・ 設計図書及び特記仕様書に記載のない事項、または現場条件に変更が生じた場合は調査職員と協議すること。

現 場 説 明 書 (条 件 明 示)

項目		条件	内容
1	参考図書	取扱い	設計図書の外に提示する「参考図書」は見積りに対する資料であり、契約上拘束するものではない。
2	積算基準	適用基準	業務委託料は、以下の基準等に基づき積算している。 ・ 設計業務等標準積算基準書（令和8年10月以降適用）秋田県 ・ 設計業務等標準積算基準書[参考資料]（令和8年10月以降適用）秋田県
3	制約事項	実施における制約等	☐ なし
			☐ あり
		工期等	☐ なし
			☐ あり
4	積算条件	基本条件	本業務の積算条件は以下のとおりとする。 ○ 護岸詳細修正設計 ・ 片岸／両岸 ： 両岸 ・ 設計延長 ： L=632m ・ 基礎地盤条件 ： 一般地盤 ・ 測点間隔 ： 20～25m ・ 地域区分 ： 一般地区
		法面、擁壁工等	☐ 対象外
		☐ 対象	
		構造物補正、電子計算機使用料等	対象外
		☐ 対象	
		・ 護岸詳細修正設計における直接人件費の2%を直接経費（電子計算機使用料）として計上している。	
5	積算条件(共通)	旅費交通費	☐ 率計上 ・ 宿泊無 ・ 区分： 土木設計業務
			☐ 積上げ計上
			・ ・
		電子成果品	☐ なし
			☐ あり ・ 電子成果品作成費については、下記として計上している。 概略設計、予備設計又は詳細設計
		打合せ計上	☐ 標準
			下記として計上している。 主任技師：

6	測量・調査等付帯作業の積算		☐ なし	
			☐ あり	設計に伴う付帯作業は以下の基準により積算している。 ・ 4級水準測量：国土地理院歩掛 ・
7	耐久性調査・試験等		☐ なし	
			☐ あり	耐久性調査に係る試験として以下を計上している。 ・ ・ ・ ・
8	耐震性能照査等		☐ なし	
			☐ あり	以下の標準歩掛に断面積等の補正係数を乗じて積算している。 ・ ・
9	協議に要する日数		☐ なし	
			☐ あり	・ 関係機関との協議に要する日数として 7 日を想定し、工期に含んでいる。
10	その他	数量変更等	現地調査等の結果、設計条件や数量に増減が生じた場合は別途協議するものとする。	
		個別条件の明示	・ 「現地踏査」については、設計業務等標準積算基準における護岸詳細設計の「現地踏査」により積算しています。 ・ 「図面作成」及び「数量計算」について、整備計画及び暫定施工の2パターンを作成するものとして見積もってください。 ・ 法線等の見直し検討及び本体設計が必要となった場合は、別途協議します。	